

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署: 上下水道部経営総務課 No.001

処 分 名	水道事業の用に供する行政財産の目的外使用の許可の取消し
処 分 の 概 要	水道事業管理者は、水道事業の用に供する行政財産の使用許可に係る使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程（平成 17 年 10 月 1 日企業管理規程第 11 号）第 7 条
処 分 基 準	◎使用者が次のいずれかに該当する場合には、使用許可に係る使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことができます。 （１）春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程、又は使用許可条件に違反した場合 （２）偽りその他不正な手段により使用の許可を受けた場合 （３）その他水道事業管理者が特に必要と認めた場合
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程 （使用許可の取消し等） 第 7 条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可に係る使用の条件を変更し、又は当該許可を取り消すことができる。 （１） この規程又は使用許可条件に違反した場合 （２） 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けた場合 （３） 前 2 号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認めた場合

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部経営総務課 No.002

処 分 名	水道料金の前納
処 分 の 概 要	水道事業管理者は、必要と認めた場合に、水道料金を前納させることができます。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 202 号）第 30 条
処 分 基 準	処分の先例がないか、稀であるもの又は当面処分が見込まれないものであって、条例等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。 （対象：建設工事、興行、祭典等のため、一時的に使用する場合）
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市水道事業給水条例 （料金の前納） 第30条 管理者が必要であると認めたときは、管理者の定める料金を前納させることができる。 2 前項の料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部経営総務課 No.003

処 分 名	給水の停止
処 分 の 概 要	水道事業管理者は、必要と認めた場合に、給水を停止させることができます。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 202 号）第 38 条
処 分 基 準	◎次のいずれかに該当する場合には、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止します。 （１） 給水装置の工事費、修繕費、料金又は手数料を指定期限内に納入しない場合 （２） 正当な理由がなくて、使用水量の計量又は検査を拒み、又は妨げた場合 （３） 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなお、これを改めない場合
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市水道事業給水条例 （給水の停止） 第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。 （１） 使用者が、第10条の工事費、第23条第２項の修繕費、第26条の料金又は第32条の手数料を指定期限内に納入しないとき。 （２） 使用者が、正当な理由がなくて、第27条の使用水量の計量又は第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。 （３） 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなお、これを改めないとき。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部経営総務課 No.004

処 分 名	水道料金等を免れた者に対する過料
処 分 の 概 要	市長は、不正に水道料金等の徴収を免れた者に対し、過料を科します。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 202 号）第 41 条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令又は条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠条例及び 関係例規等の抜粋	■春日部市水道事業給水条例 （料金等を免れた者に対する過料） 第 41 条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第 26 条の料金又は第 32 条の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部経営総務課 No.005

処 分 名	下水道事業受益者負担金の徴収猶予の取消し
処 分 の 概 要	下水道事業受益者負担金の徴収猶予を取り消し、その猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。
根拠条例等・条項	春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（平成 17 年規則第 68 号）第 12 条第 1 項、第 2 条
処 分 基 準	春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則 （徴収猶予の取り消し） 第 12 条 市長は、前条第 2 項の規定により負担金の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その徴収猶予を取り消し、その猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。 (1) 徴収猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき。 (2) 第 14 条各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期間までにその猶予に係る負担金の金額を猶予することができないと認められるとき。 2 市長は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときは、下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書により当該受益者に通知するものとする。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則 第 12 条 市長は、前条第 2 項の規定により負担金の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その徴収猶予を取り消し、その猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。 (1) 徴収猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき。 (2) 第 14 条各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期間までにその猶予に係る負担金の金額を猶予することができないと認められるとき。 2 市長は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときは、下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書により当該受益者に通知するものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部経営総務課 No.006

処 分 名	下水道事業受益者負担金の繰上徴収
処 分 の 概 要	すでに下水道事業受益者負担金の額の確定をした受益者が、納期前であってもその納期を繰上げて負担金を徴収することができる。
根拠条例等・条項	春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（平成 17 年規則第 68 号）第 14 条
処 分 基 準	春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（繰上徴収） 第 14 条 市長は、既に負担金の額の確定をした受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、納期前であってもその納期を繰り上げて負担金を徴収することができる。 (1) 国税、地方税その他公課の滞納により滞納処分を受けたとき、又は受けるおそれがあるとき。 (2) 強制執行を受けたとき、又は受けるおそれがあるとき。 (3) 破産手続開始の決定を受けたとき (4) 受益者である法人が解散したとき。 (5) 受益者が死亡した場合において、その相続人が限定承認したとき。 (6) 受益者が偽りその他不正の行為により負担金を免れ、又は免れようとしたとき。 (7) その他市長が特に必要と認めたとき。（設定しない：処分が稀であり、法令又は条例等の定め以上に具体化することが困難）
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則 第 14 条 市長は、既に負担金の額の確定をした受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、納期前であってもその納期を繰り上げて負担金を徴収することができる。 (1) 国税、地方税その他公課の滞納により滞納処分を受けたとき、又は受けるおそれがあるとき。 (2) 強制執行を受けたとき、又は受けるおそれがあるとき。 (3) 破産手続開始の決定を受けたとき (4) 受益者である法人が解散したとき。 (5) 受益者が死亡した場合において、その相続人が限定承認したとき。 (6) 受益者が偽りその他不正の行為により負担金を免れ、又は免れようとしたとき。 (7) その他市長が特に必要と認めたとき。